

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成27年1月27日

京都市長 門川 大作

- 1 公売（入札）開始日時
平成27年2月24日午前10時30分
- 2 公売（入札）締切日時
平成27年2月24日午前11時00分
- 3 公売及び開札の場所
京都市東山区清水五丁目130番地の6
京都市東山区役所 3階大会議室
- 4 公売の方法
入札
- 5 公売保証金の納付期限
平成27年2月24日午前10時50分
- 6 開札の日時
平成27年2月24日午前11時00分
- 7 売却決定の日時
平成27年3月3日午前11時00分
- 8 売却決定の場所
京都市東山区清水五丁目130番地の6
京都市東山区役所 3階大会議室
- 9 買受代金の納付期限
平成27年3月3日午後3時00分
- 10 買受人の資格その他の要件
国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
- 11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示, 公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は, 現金又は小切手 (銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で, 京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。) でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し, 売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し, 次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には, 売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は, 買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は, 買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので, 取得後の毀損, 焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は, 買受人の負担となります。
- (7) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は, いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は, 行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財16

2 見積価額

2,150,000円

3 公売保証金

220,000円

4 公売財産の表示

土地

所 在 京都市北区上賀茂狭間町

地 番 1番

地 目 宅地

地 積 61.49㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、市バス「深泥池」停留所から北方へ約0.8km（道路距離）に位置している。
- (2) 公売財産は、間口（西側）約14.9m、奥行約2～5.1mの南北に長い不整形地であり、西側が幅員約4.6mの舗装市道に接面している。

6 法的規制、利用状況等

- (1) 第一種低層住居専用地域、建蔽率50%（用途地域による）40%（風致地区による）、容積率80%、敷地面積の最低限度100㎡、10m高度地区、風致地区第3種地域、歴史的風土保存区域、遠景デザイン保全区域（16）（35）、宅地造成工事規制区域、屋外広告物第2種地域
- (2) 公売財産は、平成27年1月9日現在、隣接地所有者により駐車場及び資材置場として利用されているが、利用権限等の詳細は不明である。

なお、公売財産所有者の申立てによると、公売財産についての賃貸借等の契約関係は存在しない。

- (3) 公売財産と隣接地との間に設置されている土留め用のブロック塀が一部傾斜してい

る。

7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)